

教 I C T 第 496 号  
令和5年(2023年)2月20日

関 係 課 長  
各 教 育 局 長 様  
関係市町村教育委員会教育長

北海道教育庁 ICT 教育推進局 ICT 教育推進課長 高 橋 宏 明

公立学校情報機器整備費補助金事業(家庭学習のための通信機器整備支援事業)で整備したルータの家庭学習における使用促進及びその他の有効活用について(通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課長から連絡がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、関係学校あて周知をお願いします。

(ICT 教育指導係)

(ICT 環境支援係)

# 写

事 務 連 絡

令和5年2月13日

各都道府県教育委員会

情報機器整備・活用等担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局

修学支援・教材課長

山 田 哲 也

公立学校情報機器整備費補助金事業（家庭学習のための通信機器整備支援事業）  
で整備したルータの家庭学習における使用促進及びその他の有効活用について  
（依頼）

令和4年10月27日付け事務連絡「公立学校情報機器整備費補助金により整備したルータの活用等に関する調査について」において、公立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための通信機器整備支援事業）により整備したモバイルWi-Fiルータの活用等に関する調査を依頼しておりました。

このたび、調査結果を集計いたしましたのでお知らせいたします。

調査結果によれば、本件に係る会計検査院の抽出調査と同様に、約65%のルータが未使用となっております。

その要因として、約76%の自治体が、「貸与希望が想定より少なかった」と回答しています。

そこで、家庭学習のためにルータを活用することは続けていただいた上で、今後、その他の場面での有効な活用も検討いただければと考えております。

「公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ（令和2年事務連絡）（一部抜粋）」【別紙1】においては、「就学援助費等を受給している世帯ではない児童生徒への貸与」、「臨時休業等の緊急時に限らず、平時においても有効に活用すること」等も、事業趣旨を踏まえた上で可能であると整理していましたが、その記載内容及び具体的事例等が必ずしも明確ではありませんでした。

そこで、このたび、調査結果を整理・検討の上、ルータの活用事例・工夫等について、【別紙2】のとおり取りまとめました。

緊急時の家庭学習等の当初の補助目的が阻害されない範囲で、可能な限り柔軟な対応が出来るようになっています。

については、【別紙1】【別紙2】等を参考に、より有効にルータを活用されるよう、積極的な取組をお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、本事業に係る域内市区町村教育委員会（政令指定都市含む。）及び学校への周知等をお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局

修学支援・教材課 情報教育企画係

電話 03-5253-4111（内線2050）

MAIL giga@mext.go.jp

## 【家庭学習のための通信機器整備支援】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向け F A Q 【令和 2 年 8 月 24 日現在】（一部抜粋）

No.	事項	問	答
2	対象学校種	中等教育学校は前期課程、特別支援学校は小・中学部となっていますが、これ以外の幼児や生徒に貸与することは可能ですか。	臨時的な対応まで否定するものではありませんが、本事業の補助対象が義務教育諸学校であることを踏まえた適切な運用をお願いします。
3	補助対象経費	「学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動」とありますが、例えば校内 LAN が整備される前に校内で利用することや、校外活動の場で利用することも可能ですか。	可能です。ただし、本事業の趣旨が「Wi-Fi 環境が整えられない家庭に対する支援」であることを踏まえた適切な運用をお願いします。
13	補助対象経費	就学援助費等を受給している世帯でない児童生徒に機器を貸与した場合は補助対象とならないのですか。	国としては、Wi-Fi 環境を整えられない低所得者世帯への貸与用として補助を行うものであり、その事業趣旨を踏まえつつ、各自治体、学校やご家庭の実情に応じた適切な運用をお願いします。
14	補助対象経費	自宅に Wi-Fi 環境はないが、有線でインターネットを利用できる環境がある家庭にモバイル Wi-Fi ルータ等を貸与する場合も補助対象となりますか。	国としては、Wi-Fi 環境を整えられない低所得者世帯への貸与用として補助を行うものであり、その事業趣旨を踏まえつつ、各自治体、学校やご家庭の実情に応じた適切な運用をお願いします。
16	補助対象経費	感染症や自然災害などの緊急時に限らず、平時において利用する場合でも補助対象となりますか。	緊急時に限らず、平時においても整備した機器を有効に活用していただくようお願いします。
17	補助対象経費	交付申請の際に計上した各整備予定校に限らず、モバイル Wi-Fi ルータ等を特定の学校に集約させて、当該学校で利用する場合でも補助対象になりますか。	臨時的な対応まで否定するものではありませんが、本事業の補助対象が義務教育諸学校であることを踏まえた適切な運用をお願いします。

## 公立学校情報機器整備費補助金で整備したルータの活用について

ルータの活用等に関する全国調査の結果を整理・検討いたしました。

次に示す事例(活用方策、活用場所)等も参考に、家庭学習におけるルータの使用を促進させるとともに、家庭学習での使用の妨げとならない範囲で、その他の場面においてもルータの有効活用をご検討ください。

### 【家庭学習の視点】

#### ◆各種家庭学習

- ・ オンラインでの連絡、課題の配付・回収等
- ・ 天体観測（理科）や家庭での調理の様子（生活科、家庭科）等を動画で撮影・提出し、授業で共有・交流
- ・ オンラインでの調べ学習
- ・ デジタル教科書を家庭で活用
- ・ 学習動画の視聴
- ・ 電子書籍によるオンライン読書
- ・ 長期休業中の自由研究等の家庭外での活動（グループでのフィールドワーク等）

#### ◆自宅以外での家庭学習

- ・ 入院する病院での家庭学習
- ・ 親類の家での家庭学習
- ・ 児童養護施設等での家庭学習
- ・ 放課後児童クラブ、学童保育所、放課後子ども教室等での家庭学習
- ・ シェルター（DV 避難先）での家庭学習

## 【家庭学習以外の視点】

### ◆学校、児童生徒、教職員の活用

- ・オンライン授業（学校家庭間、学校間、教室間）、オンデマンド授業
- ・生活科、理科等での観察活動や体育（体育館、運動場）、農業高校の園場、実習場での活用など、ネット環境がない場所での授業
- ・校外における教育活動（遠足、修学旅行、社会科見学、職場体験等）での活用
- ・部活動（試合、発表会含む）での活用
- ・修学旅行先から児童生徒の活動を保護者向けに随時情報配信
- ・学校行事（運動会、文化祭、卒業式）の動画配信
- ・見学先にルータを貸し出してのオンライン社会科見学（教師が校外の場所から中継する授業の工夫等）
- ・学校と児童生徒（家庭）のオンラインでのやり取り（健康観察、連絡）、健康観察アプリ
- ・長期欠席の児童生徒とのオンライン教育相談
- ・児童生徒がオンライン会議へ参加する際に活用
- ・マラソン大会の中継地点で ICT 端末を Web カメラとして設置した際に通信回線として利用
- ・外国人児童生徒のために、ネット環境が必要な自動翻訳機の使用
- ・訪問教育先（病院等）での活用 ※特別支援
- ・院内学級での活用
- ・各種教育関係事業における、児童生徒の派遣先での学習等（海外含む）
- ・貸し切りバスの中での活用
- ・スクールバスの乗車管理
- ・アクセスポイントとして校内ネットワークの増強、負荷分散、応急対応
- ・ルータの中継機能を利用して、校内ネットワークの無線 LAN を範囲拡大
- ・プール給水停止の水位確認モニタリングとして、一時的な通信回線として利用
- ・児童生徒向け社会教育事業での活用（実験教室、野外体験教室等）、社会体育、公民館等の公共施設での活用
- ・フリースクール等において児童生徒が学習する際に活用
- ・PTA 総会、PTA 行事、地域学校協働活動で活用
- ・給食センターでの栄養教諭等による活用
- ・教職員のオンライン会議や研修、会議や研修先で活用
- ・教育委員会職員、教職員のテレワーク等（コロナ等）

### ◆児童生徒以外、巡回職員、緊急時の活用

- ・ 公立幼稚園での活用
- ・ 各学校を巡回指導している学力向上担当者や指導主事、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校支援員等への貸与
- ・ ICT 支援員が携帯し、OS アップデート及び不具合対応時に使用
- ・ 災害時において指定避難所となっている学校で避難者等に臨時的に貸与。(Wi-Fi スポット)

### 【その他全般に係る工夫】

#### ◆運用の工夫

- ・ タブレット持ち帰り学習や、ルータの設定方法、契約の仕方等を手引きとして作成している。
- ・ セキュリティポリシーや故障対応等に係るガイドラインを作成している。
- ・ 新年度へ切り替わる際等に、ルータ貸し出しの周知（文書配付、ホームページへの掲載）をしている。
- ・ 目的外の使用を防止するために、WEP キーを非公開とし、1 人 1 台端末とルータを USB 接続にて使用している。
- ・ 1 人 1 台端末でのみ使用できるように端末とルータを紐づけしている。
- ・ 保護者の貸与手続を簡略化するため、学校から直接貸与している。
- ・ オンラインでの貸与申請（継続利用申請なら来庁不要）としている。
- ・ 本人ではなく家庭に貸出している。（兄弟姉妹がいれば一番上の児童生徒に貸し、共用で活用するよう促している。）

#### ◆契約形態の工夫

- ・ 通信契約を店頭プランではなくて、キャリア側の条件にも沿って特別プランを提示してもらい、長期継続契約として契約を行うことで、SIM 1 回線あたりの金額を下げている。
- ・ 使用実績がないと通信費用が発生しない契約となっており、一度使用した際は、同月内であれば同じ機器を貸出するようにしている。
- ・ 契約方法で、使用していない時は「サスペンド（休止）」にし、通信費を抑える工夫（日

割り計算可) をしている。

- ・ 通信費に無駄が生じないように、使用期間が決まっている SIM を採用している。
- ・ 物理 SIM ではなくクラウド SIM サービス対応機種を選定している。契約期間の自由度が高い。
- ・ データ容量を全ての契約 SIM 数でシェアできる契約形態をとることで、SIM1 回線あたりのデータ容量を大きくする必要がなくなり、全体としてコスト削減ができる。
- ・ 年度による通信費の変動（通信費の上下）を防ぐため、5 年間の長期継続契約とし変動の無い金額の提示としている。
- ・ 1 日の通信量に制限がある契約としている。
- ・ 緊急時に速やかな貸し出しができるよう、通信契約はスポット契約ではなく、通年契約としている。
- ・ 1GB ごとの通信容量の追加ができる契約としている。
- ・ 臨時休業などに備え、日額契約とし、使った日数のみ料金を支払う契約としている。